平成２１年（フ）第６８号
岩手県大船渡市盛町みどり町12番地２
破産者　千葉　静江
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２０年（フ）第１５５７号
名古屋市緑区横吹町1304番地
破産者　内田　泰秀
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２２号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番大幸東団地109―1103号、開始決定時の住所名古屋市名東区豊が丘810番地
破産者　成田　富子
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２５３号
名古屋市名東区高針４丁目1212番地、開始決定時の住所名古屋市守山区高島町125番地
破産者　久保　和之
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７７２号
名古屋市名東区香南２丁目1008番地、住民票上の住所愛知県瀬戸市水無瀬町42番地の12
破産者　焼肉清香園こと　山北　義則
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１４８３号
神戸市中央区中山手通２丁目10番２―302号
破産者　彭　　日豊
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０２８号
神戸市須磨区東白川台２丁目８番地の６
破産者　植村　美紀
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１１４号
神戸市兵庫区中道通６丁目２番27号　辻井マンション301号
破産者　岡　多加子
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３８号
兵庫県姫路市青山３丁目11番１―303号ロイヤルヒルズ青山、開始決定時の住所兵庫県姫路市辻井８丁目６番15号
破産者　松本壽刀士
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７３７号
兵庫県赤穂市中広1576番地の74県営千鳥高層住宅３―304
破産者　寒川　弘美
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第５８０号
千葉県浦安市明海３丁目２番４―204号海園の街、開始決定上の住所奈良市大宮町１丁目10番７―610号
破産者　森田はるみ
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６３４号
大分市小池原1122―１　三宮ビルディング505号、住民票上の住所大分市中央町２丁目６番18号
破産者　土居　弘幸
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７５号
札幌市北区北21条西６丁目１―35　ＫＯＵＷＡ21―102号室、開始決定時の住所青森県つがる市森田町森田月見野22番地
破産者　原田　順路
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第４６８号
神奈川県秦野市堀山下772番地の12、破産開始決定時の住所神奈川県秦野市菩提752番地の38
破産者　門馬　　直
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１３２号
愛知県豊橋市東小田原町24番地
破産者　金子　太治
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第６７号
京都府京丹後市網野町浅茂川183番地
破産者　野村　尚正
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部